



No.662  
3 分間  
税ミナール  
令和 8 年 5 月 20 日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平  
〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 取引相場のない株式の評価方法について見直し検討へ

国税庁は、令和8年4月20日から有識者会議を開き、取引相場のない株式の相続税評価について、適切なありかたの検討を始めました。

取引相場のない株式とは、主に非上場会社が発行する株式を指し、相続や贈与の場面では「財産評価基本通達」に基づいて評価が行われています。現在は、株主の区分及び会社の規模や事業内容に応じて、類似業種比準方式や純資産価額方式、またはそれらを併用した評価方法が用いられています。株主の区分については、同族株主等が取得した株式は原則的評価方式により、単に配当を期待するにとどまる少数株主等が取得した株式は特例的評価方式(配当還元方式)により評価します。

しかしながら、会計検査院は、令和6年11月6日に公表した「令和5年度決算検査報告」の中で、取引相場のない株式の評価における「原則的評価方式」は、これまで、類似業種比準価額が下がる方向で評価通達が改正されてきたことや、評価通達の計算式が評価会社の業績等の実態を踏まえて株式を評価する方法として適切に機能していない恐れがある旨を指摘しました。また、取引相場のない株式の評価における、「特例的評価方式」については、配当還元方式の還元率(10%)は、昭和39年の評価通達制定当時の金利等を参考にするなどして設定されており、その後、我が国の金利水準が長期的に低下してきている中、見直されていない旨も指摘しました。会計検査院はそれらの指摘を行った上で、「異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を取得した者間での株式の評価の公平性や社会経済の変化を考慮するなどして、評価制度の在り方について様々な視点からより適切なものとなるよう、検討を行っていくことが肝要」との所見を述べていました。

国税庁によりますと、会議は複数回にわたり開催され、評価手法の妥当性や課題の洗い出しを進めたうえで、必要に応じて財産評価基本通達の見直しにつなげる方針です。国税庁は年内に議論をまとめ、令和9年度の税制改正に反映させたい考えです。

\*詳細は以下の資料をご覧ください

「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議(第1回)」資料 2026年4月20日(国税庁)

[https://www.nta.go.jp/about/council/nai-hyoka/20260420/pdf/01shiryo\\_kabukaigi.pdf](https://www.nta.go.jp/about/council/nai-hyoka/20260420/pdf/01shiryo_kabukaigi.pdf)

